2023年ますだ祇園まつり出店規約

出店者（その関係者を含む）の出店申込は、以下の本規約を遵守するものとします。出店者が本規約を遵守できないと判断された場合は、その申込をご辞退いただきます。本規約に違反する、会場の雰囲気を乱す、主催者の指示に従わないなど、「出店に不適当」と主催者が判断した場合は、即刻販売を中止し退場していただきます。また、今後の出店をお断りする場合もあります。

1. 出店申し込みについて

１個人または一事業所につき2区画まで申し込み可能とします。
申込方法は郵送のみとします。申し込み多数の場合は抽選となります。出店の是非を後日に連絡します。
申込料は１区画につき4,000円。2区画申し込みの場合は8,000円。出店受理の連絡を受けてから金融機関5営業日以内に出店料と合わせて指定の口座へ振り込んで下さい。
入金が確認できない場合は申込取り消しとなります。
一度納入いただいた申し込み料は、なんらかの理由(悪天候など)による中止や、規約違反などで退場になった場合でも、払い戻しはいたしません。

以下の場合は、許可済及び使用中であっても出店を中止させていただく場合があります。このために生じた損害の賠償はいたしません。
・利用の権利を他に譲渡・転貸した場合
・申込書等の記載事項に誤りがあった場合、出店規定の条件に反し、当会の要求にもかかわらず、これに従わない場合
・関係官庁から中止命令が出た場合
・生き物を販売する場合

申込書送付先
　〒698-0005 島根県益田市本町4-20
　益田商店会「ますだ祇園まつり実行委員会」
　　※送料は申込者がご負担下さい。
　特定記録郵便で郵送してください。

区画使用料振込先
　山陰合同銀行　益田東出張所　普通預金　2019626
　益田商店会　田原裕司
　　※振込手数料は申込者がご負担下さい。

2. 出店者及び営業補助者について

出店申込者（個人又は法人をいう。）又は営業補助者が次に該当するときは、出店を認めない。
ア．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
イ．暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
ウ．暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
エ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
オ．暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
カ．暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
キ．暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 販売禁止品
・ビール、カキ氷(氷を食材にした物)、やきそば。
・わなげゲーム、スーパーボールすくい。
・販売に免許、許可や届出が必要なもの。(危険物・医薬品・たばこ・酒類・動物・金券類など)
・社会通念上不適当あるいは違法なもの。(ポルノ、麻薬、拳銃、盗品、偽ブランド商品、コピー商品、横流し品、預かり品等)
・契約を必要とするもの。(金融関連商品や携帯電話、クレジット契約が必要なもの等)
・極端に高額な商品と判断されるもの
・宗教活動・政治活動をたすける商品の販売。
・不良品（その旨を明記している場合を除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品等
・上記以外に主催者が不適当と判断したもの
もしこの事実を発見、若しくは連絡を受けた場合は、退場処分とします。

4. 出店料及び出店区画
１区画　１日　13,000 円とします。
出店受理の連絡を受けてから金融機関 5 営業日以内に申込料と合わせて指定の口座へ振り込んで下さい。
入金が確認できない場合は申込取り消しとなります。
一度納入いただいた出店料は、なんらかの理由(悪天候など)による中止の場合、全額払い戻し致します。但し、規約違反などで退場になった場合、払い戻しはいたしません。また、中止や規約違反によって退場になった場合でも、営業補償やその他の損害等の補償は行いません。
出店区画は販売面 3.6m、奥行き 3.6mとなります。販売面の変更は出来ません。指定された区画を超えての使用又は区画外の使用は一切認めません。

5. 火気、発電機、テントの使用について
会場内での火気の使用は、出店区域以外禁止とします。
発電機を使用する際は周囲の安全に考慮する事。
消防署の指導により、火器及び発電機を使用する場合、それと同数の消火器を設置する事。
テントの使用は出店区画内であれば使用可能だが、転倒防止の為、重りなどに固定する事。

6. 飲食物の販売、保健所等の届けについて
主催者で取りまとめて届け出を行う。「露天等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図１」を提出すること。
露店の営業許可書があればコピーを提出すること。
飲食物を販売する場合、店前にゴミ箱を設置する事。またゴミ箱及びゴミ箱内のゴミは各自が管理し、所定のゴミ集積所へ運ぶこと。

7. 会場内の樹木および施設の破損について
会場内の樹木や建造物・電柱・標識等を利用してのディスプレー等は一切できません。万一損傷等を与えた場合には、現状補償をしていただきます。

8. 悪天候時の対応について
降雨等の悪天候の場合は開催を順延又は中止する事があります。また、開催途中に悪天候となった場合は、状況をみて、途中閉催とする場合があります。

9. 開催の有無について
開催の有無については、開催日の 11:00 頃、当日の天候により決定いたします。
開催の場合は、会場にてのろしを打ち上げます。中止の場合はのろしを打ち上げません。

10. 感染症拡大予防
・発熱等の症状がある者をスタッフとして参加させない。
・その他、手洗い手指消毒等基本的な感染症予防の為に必要な措置をとる。

11.その他の注意事項
・出店区画およびその周辺を必ず清掃し、ゴミは出店者が分別をしてから所定のごみ集積所へ運ぶこと。
・会場内は全域終日禁煙です。
・売買等におけるトラブル、人身物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
・本規約に定めのない事項が発生した場合は、主催者と出店者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。
・主催者は所定の手続きを経て、本規約を随時変更する事ができるものとします。
・食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。
・災害、盗難、出店許可の取り消し等による損害については、益田商店会は一切の責任を負わない。
・益田商店会、警察、消防及び保健所の指示等には従わなければならない。
・水道利用の際は節水を心がけること。

12.個人情報の取り扱いについて
１．利用目的
収集した個人情報について、以下の目的のために利用いたします。
・本イベント又は関連するイベント運営の為
２．第三者提供
以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはしません。
①法令に基づく場合
②人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
③公衆衛生の向上・児童の健全な育成のために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
④国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合
３．開示請求

貴殿の個人情報について、ご本人には、開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利があります。手続きにあたっては、ご本人確認のうえ対応させていただきますが、代理人の場合も可能です。詳細については、以下へご連絡ください。

【問い合わせ先】
〒698-0005 島根県益田市本町 4-20
益田商店会事務局　担当　桑原　080-5752-3866

以上
2023.6.15